

事務連絡  
令和4年7月28日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する  
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について」（令和4年5月25日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所・施設等において、食料料費の値上げなど食事の提供にも影響する場合や光熱水費の高騰が生じている場合等においても、地方公共団体の判断により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、「臨時交付金」という。）を活用し、利用者や事業者の負担の軽減に向けた取組を進めていくようお願いしたところです。

今般、障害福祉関係団体（※）から厚生労働省に対し、障害福祉サービス事業所、補装具事業者等における物価高騰への支援の拡充に関して、臨時交付金による支援の確実な実施等についての要望がありました。

既に複数の自治体において積極的な取組が行われているところですが、貴部局におかれては、利用者や事業者の負担の軽減に向けて、臨時交付金を積極的に御活用いただくよう改めてお願いします。

また、各都道府県におかれては、

- ・ 物価高騰等に関し、障害福祉サービス事業所・施設等が対象となる臨時交付金を活用した支援を行っている又は行う予定があるか否か

- ・ 管下の市町村及び特別区のうち、物価高騰等に関し、障害福祉サービス事業所・施設等が対象となる臨時交付金を活用した支援を行っている又は行う予定がある市町村及び特別区の数

について、8月4日（木）までに、別添様式（障害福祉サービス事業所・施設等、補装具事業者）にて厚生労働省（[horei-shougaiiaa@mhlw.go.jp](mailto:horei-shougaiiaa@mhlw.go.jp) 及び [hosougu@mhlw.go.jp](mailto:hosougu@mhlw.go.jp)）まで御報告いただくようお願いいたします。

（※）要望があった障害福祉関係団体

- ・ 知的障害者福祉協会
- ・ 障害関係団体連絡協議会
- ・ 全国社会就労センター協議会
- ・ 全国身体障害者施設協議会
- ・ 日本義肢協会